平成２５年（フ）第６３８号
千葉県船橋市田喜野井４丁目40番17号
債務者　渡邉　久芳
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
長野県中野市大字豊津4195番地30
債務者　竹田　久孝
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
長野県松本市宮田15番９号　北棟１号
債務者　伊藤　早苗
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１３２号
三重県三重郡菰野町大字菰野2548番地
債務者　青山　鈴子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
三重県桑名市藤が丘２丁目509番地
債務者　畑地　一也
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
三重県桑名市星見ヶ丘７丁目1305番地　ラ・フォーレ星見ヶ丘Ｉ201号
債務者　岩田　雪美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
滋賀県長浜市加田町1405番地
債務者　増田　昌一
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
兵庫県川西市新田１丁目20番11―205号
債務者　中尾　貴昭
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
神戸市東灘区御影１丁目15番19号メゾン天神103号室、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区蓼野町45番地２
債務者　平澤美和子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２４０号
兵庫県姫路市余部区上余部145番地44
債務者　カラオケ幸っちゃんこと　宮武　幸恵
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３０３号
兵庫県姫路市白浜町甲221番地１県営姫路白浜住宅２号棟404
債務者　益本　泰司
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１８５号
奈良県桜井市大字上之宮407番地の１
債務者　中西造園土木こと　中西　　浩
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５１号
鳥取県西伯郡大山町高田1114番地１
債務者　西山　浩樹
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第３３３号
千葉県市原市島野1768番地１　小林コーポ201
破産者　外山　幸宏
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３６７号
千葉市花見川区天戸町３　湯浅方
破産者　湯浅　千鶴（旧姓中根）
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８２号
千葉県市原市東国分寺台３丁目４番地10
破産者　生盛　位基
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８５号
千葉市稲毛区園生町408番地48　ヴィラ園生101号
破産者　通山　照雄
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４０４号
千葉県船橋市本中山２丁目18番25―305号
破産者　里見　謙和
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０１号
川崎市川崎区新川通５番11―503号　金子ビル、前住所川崎市川崎区本町２丁目８番地16シャトー山城401
破産者　本田英美子
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係